



昭和37年に建設された庁舎本館をはじめ、庁舎機能を有するその他の施設は、市内最大の市民サービスの拠点として、今まで大きな役割を果たしてきました。しかしながら、建物の老朽化が進行しており、特に庁舎本館は、平成18年度に実施された耐震診断により、「震度6強程度の地震により大きな被害を受ける可能性が高い状況」という結果が出ました。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により、建物の一部に被害を受けました。

耐震補強についても検討を行いましたが、庁舎本館は築62年（令和7年度時点）を経過していることから、一般社団法人日本建築学会が定める鉄筋コンクリート造建築物の目標耐用年数80年に対して、使用できる年数が短いことや、執務スペースの更なる狭隘化につながること、バリアフリーへの対応や分散化した窓口の解消が困難であること等、市民の利便性向上が見込めないことから、複合化を視野に入れた建替について検討を進めることとして、庁舎整備基本構想の策定を進めてきました。

庁舎整備については、基本構想の策定後も「基本計画」「基本設計」「実施設計」と段階を踏んで進めていく必要があることや、財源の確保にも一定の期間を要することが見込まれます。そのため、来庁者や職員の生命・身体を守るといった安全性確保の観点から、新庁舎が整備されるまでの期間における、必要となる暫定的な措置についても、併せて検討します。

※構造耐震指数(震度6強程度の地震に対して)

耐震強度	$I_s < 0.3$	$0.3 \leq I_s < 0.6$	$0.6 \leq I_s$
地震に対する安全性	倒壊又は崩壊の危険性が高い	倒壊又は崩壊の危険性がある	倒壊又は崩壊の危険性が低い

1 基本構想の目的と位置付け

目的

この基本構想は、現在の庁舎本館等の庁舎施設が持つ現状の課題に加え、環境への配慮、防災、バリアフリーや高度な情報化への対応、感染症対策等、庁舎施設を取り巻く様々な状況を整理し、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性について分かりやすく示すことを目的として策定します。

また、今後策定される庁舎整備に係る、「基本計画」「基本設計」「実施設計」等の各段階において、具体的に個別の事案の検討を行う際の指針となることを目指します。

位置付け

新庁舎整備については、市の総合計画を上位計画とし、国土強靭化に関する計画や分野毎の計画等も踏まえ、基本構想を策定します。

また、市全体の今後の公共施設の在り方について示した「矢板市公共施設等総合管理計画」と公共施設の再配置を具体的に進めていくための指針としての計画である「矢板市公共施設再配置計画」、また、施設類型毎の個別計画である「矢板市公共施設個別施設計画」を踏まえて策定します。

なお、基本計画については、令和7年度に策定する次期総合戦略の方針等も踏まえて策定します。

2 検討の経緯

庁舎本館は平成18年度に実施された耐震診断により、1階や2階で構造耐震指数が小さく、「震度6強程度の地震により大きな被害を受ける可能性が高い状況」という結果が出ました。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により庁舎本館の一部が被害を受けました。

令和元年度には庁舎の整備に向け、庁内検討組織を設置しましたが、新型コロナウイルスによる財政状況への影響を鑑み検討が一時凍結となりました。

その後、新型コロナウイルスの収束を受け、令和5年度に公募市民や学識経験者、市内各団体の代表者等にて構成される「矢板市新庁舎整備検討委員会」が設置され、令和7年3月までに全12回の検討委員会を開催しました。

3 庁舎施設の現状と課題

現状

- ▶ 教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課が市役所とは、別敷地の施設に配置されている
- ▶ 市役所敷地内に保健センター、福祉会館を増築したことにより、渡廊下による接続等、移動経路が長くわかりづらい
- ▶ 庁舎施設にエレベーターがない
- ▶ 来庁者のプライバシーに配慮した個別対応用のスペースが不足している
- ▶ 授乳室、バリアフリートイレ利用者に対応するための機能が不十分である
- ▶ 点字、音声による案内板が不足している
- ▶ 建築物、設備の老朽化が進んでいる
- ▶ 外気の影響を受けやすく冷暖房等のエネルギー効率が悪い
- ▶ 建築当時の設備に対応した構造で新たな配線、配管に制約がある
- ▶ 施設内で来庁者と職員間のセキュリティ区分ができていない
- ▶ 防災拠点機能を含め行政機能としての耐震性が不足している
- ▶ 職員の休憩スペース等が不足している
- ▶ 市役所の敷地は、ハザードマップにより0.5～3.0mまでの洪水浸水想定区域に指定されており、浸水の危険性が高いが、浸水に対する設備が設置されていない

課題

①耐震性に関すること
震災時における建築物としての安全性や行政機能の継続性確保の懸念

②庁舎施設の老朽化に関すること
床のたわみや壁のひび割れ等の躯体の老朽化や配管他、空調・衛生・電気設備等の老朽化が進んでいる状況

③庁舎の狭隘化に関すること
狭くゆとりがないことにより新たな情報通信機器、ケーブル等の拡張スペース確保が困難、来庁者の個別対応スペース確保が困難、休憩スペース等の職場環境の改善が困難な状況

④市民サービスに関すること
各課が分散配置されること等による利用者の不便さ、各課までの経路が分かりづらい空間となっている状況

⑤防災拠点に関すること
市災害対策本部・議会災害対策本部等の設置スペースの確保の懸念、震災や水害時など庁舎施設の非常時のライフラインやバックアップ機能等が不十分である状況、施設の浸水の危険性が高い状況

⑥ユニバーサルデザインに関すること
施設状況から根本的にユニバーサルデザインの改善対応が困難な状況

4 基本的な考え方について

現状や課題を踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 市民にやさしい庁舎

ユニバーサルデザインの徹底や利用者のプライバシー保護等、市民や職員等の利用者にとって効率的で利便性の高い庁舎を目指します。

基本方針2 変化に対応できる庁舎

シンプルで機能的かつ将来の業務形態や社会情勢の変化に柔軟に対応できる庁舎空間を目指します。

基本方針3 安全・安心な庁舎

災害時に安全・安心に利用可能で、市民への迅速な支援や復旧活動を行うことができる庁舎を目指します。

基本方針4 環境にやさしい庁舎

地球環境への負荷が低く、ライフサイクルコストの削減が図られた、環境にやさしく、維持管理費が低減できる経済的な庁舎を目指します。

基本方針5 交流の拠点となる庁舎

市民活動や交流が可能な市民協働のまちづくりが推進できる交流拠点となる庁舎を目指します。

基本方針6 市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

矢板の歴史や自然、景観に調和した新たなランドマークとなる庁舎を目指します。

基本方針7 市民に親しまれる議会に対応した庁舎

セキュリティや議会の独立性を維持しながら、市民に対しての充実した情報提供や議場の市民活用も視野に入れた庁舎づくりを目指します。

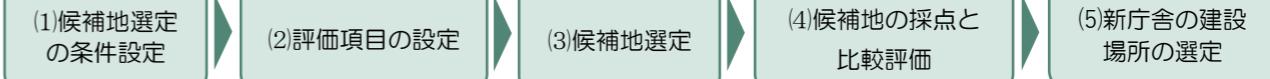
基本方針8 デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

ペーパーレス化をはじめ、脱カウンターへの変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎を目指します。

6 新庁舎の建設場所の考え方

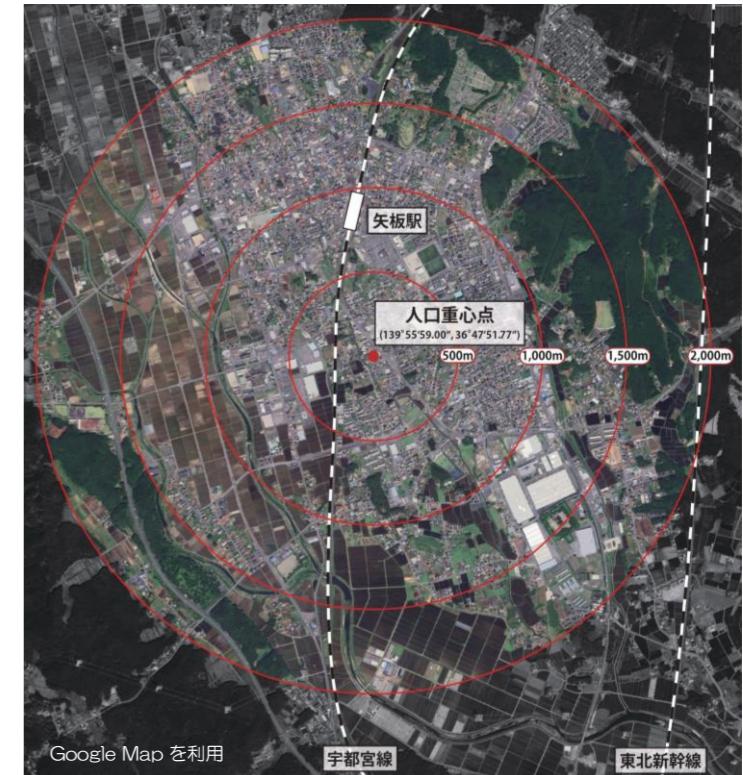
建設場所の検討の流れ

候補地の選定から新庁舎の建設場所の選定までを以下の流れで行います。



(1) 建設場所の候補地選定の条件

人口分布による矢板市の人口重心点※の位置から半径 2km 圏内を候補地選定の対象範囲として設定します。



※人口重心点とは？

人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、地域内人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。（総務省統計局 令和2年度国勢調査より）

(2) 候補地の評価項目

建設場所の候補地の評価項目と評価軸は以下のとおりとし、各評価項目について、評価の考え方・視点を示す「評価軸」を設定します。

評価項目	評価軸
(1) まちづくりの方向性	・上位計画、関連計画との整合性を比較
(2) 中心性	・人口分布による人口バランスを踏まえた施設位置を比較
(3) 利便性	・公共交通機関の立地を比較
	・交通アクセスを比較
	・周辺道路の安全性を比較
	・駐車場の整備スペースを比較
(4) 連携性	・他施設連携を踏まえた施設位置を比較
(5) 安全性	・防災拠点としての安全性を比較
	・土砂災害の危険性を比較
	・防災広場の整備スペースを比較
(6) 経済性	・整備事業費を比較
(7) 整備スケジュール	・整備着手時期の制限等を比較
	・土地利用規制等を比較

5 新庁舎の想定規模の設定

想定規模の設定条件

新庁舎に必要な床面積について、国の基準や他自治体の事例より算出します。入居する課は、現市役所の課に教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課を加えた想定とします。

施設の想定規模について

現在の職員数、議員数を基に総務省、国交省の基準での算定に加え、他自治体の事例等も考慮し、庁舎の規模を定めました。

■想定延床面積
約 6,900 m²程度

※基本方針にて定めた機能の導入を仮定した新庁舎の目安となる面積ですが、デジタル化の進展や今後の組織体系など不確定要素も多いため、施設の想定規模は基本計画段階にて引き続き精査します。

また、他施設の複合化を行う場合には、過大とならないよう十分に配慮し、検討します。

敷地の想定規模について

庁舎の規模に加え必要駐車台数、広場面積により敷地の規模を定めました。

■想定敷地面積
17,507 m²～18,273 m²程度

※他施設の複合化等を行う場合には複合化する施設による面積も必要となります。最終的な敷地面積は、整備候補地の諸条件を踏まえ、実際に選定する敷地の面積になります。

基本計画段階においても防災広場等含め過大とならないよう十分に配慮し、検討します。

7 新庁舎の建設場所の選定

(1) 建設場所の候補地

矢板市の人口重心点から半径 2.0km 圏内を対象に、5 候補地を選定しました。

(2) 候補地の採点と比較評価

設定した評価項目、評価基準による採点で候補地の比較評価を行いました。

評価点合計 順位	建設場所の候補地	点数
1	① 現矢板市役所	77
2	② 矢板市子ども未来館他	74
3	⑤ JR 矢板駅付近（線路上空）	72
4	④ 矢板小学校	70
5	③ 旧川崎小学校	68

(3) 新庁舎の建設場所

採点の結果に加え、整備で長期間の工期又は、多額の工事費となる要因がある候補地③④⑤を除外し、候補地①②の2候補地を新庁舎の建設場所の検討対象として選定しました。

①現矢板市役所 ②矢板市子ども未来館 他 の2候補地に絞り込み



それぞれのメリット・デメリットを整理した上で、具体的な整備内容を基本計画にて比較検討し、最終的な建設地を選定します。

8 敷地計画に関する考え方

1 アクセス性について

駐車場については、庁舎周辺の交通混雑の防止、徒歩や自転車との関係も考慮に入れ総合的に検討します。構内は歩車分離により安全性を確保した上で、駐車台数を確保することでアクセス性に配慮します。

2 市民が集える機能について

防災広場としての活用や、市民が気軽に利用できる広場といった市民が集える拠点整備を検討します。

3 地域との調和について

選定敷地の周辺景観を十分に考慮し、既存の景観を阻害しないよう検討します。

選定敷地の周辺が住宅地の場合は、新庁舎との離隔を確保する等、周辺環境に配慮の上検討します。

社会情勢等を考慮し必要に応じて基本計画以降においても、敷地計画に関する考え方を柔軟に更新します。

9 施設計画に関する考え方

1 建築計画について

市民に開かれた施設計画・議会関連室の計画・環境に配慮した庁舎計画・段階的なセキュリティ計画・木材利用の計画・利用しやすい施設計画についての考え方を示します。

2 DX化の推進と庁舎機能について

執務空間の計画・窓口空間の計画・DX化の推進によるスペースの有効活用についての考え方を示します。

3 構造計画について

耐震計画・上部構造の計画・基礎構造の計画についての考え方を示します。

4 建築設備計画について

設備更新等の維持管理計画・情報設備の計画・環境に配慮した設備計画についての考え方を示します。

5 防災拠点整備について

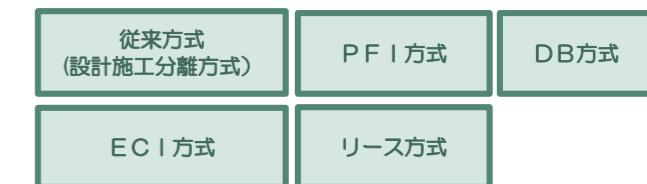
防災機能の確保・災害時の業務継続可能性についての考え方を示します。

社会情勢等を考慮し必要に応じて基本計画以降においても、施設計画に関する考え方を柔軟に更新します。

10 事業計画に関する考え方

1 事業手法について

庁舎規模等により算出される概算の庁舎整備費、現状の財源、整備スケジュールに加え、財源負担の平準化も念頭に比較検討し、複合化する公共施設の有無も踏まえ基本計画にて最適な選択を行います。



2 整備方針について

・配置方針

敷地計画に関する考え方に基づき、選定された候補地①②で想定される配置方針案を示し、日影や外構施設の条件の違いを整理しました。

今後の基本計画において、早期に最終的な建設地を選定した上で、より具体的な配置方針の検討を行います。

・整備費用

庁舎整備の規模と同様、整備費用については基本計画の段階において、必要な機能等を精査した上で、事業計画を策定することとし、健全な財政運営を維持し、計画的な基金の積立を行い、過度な地方債の活用は避けるよう留意します。

また、多額の費用を要する大規模な事業となることや物価高騰を考慮し、経費節減にも十分配慮しながら事業実施を図ります。

・複合化

再配置計画等の関連計画や建設地により新庁舎と複合化の可能性がある候補施設を整理します。複合化される施設が選定された場合、基本計画において検討します。

3 事業工程について

従来方式と PFI 方式を参考に、候補地①②で新庁舎のみを整備した場合の事業工程を算出し比較しました。

今後の基本計画においてもより具体的な検討を行い、他の事業方式の工程を含め精査します。

社会経済情勢や国・県制度等の状況等に応じて有利な条件を選択するなど、柔軟に対応します。